審査基準（公表用）

様式第３号

所管課　薬務課

法令名	麻薬及び向精神薬取締法	法令番号	昭和２８年法律第１４号
手続名	麻薬取扱者免許証の再交付	根拠条項	第１０条

審査基準

麻薬取扱者免許証の再交付は、麻薬及び向精神薬取締法第１０条第１項に基づき審査し、適合している場合に免許証の再交付を行う。

１　麻薬取扱者免許証の再交付申請

麻薬取扱者は、免許証をき損し、又は亡失したときは、１５日以内に、その事由を記載し、且つ、き損した場合にはその免許証を添えて、県知事に、免許証の再交付を申請しなければならない。この場合、申請書は２部作成し、麻薬業務所の所在地を管轄する保健福祉事務所へ提出すること。

２　麻薬取扱者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、１５日以内に、麻薬業務所の所在地を管轄する保健福祉事務所を経由して県知事に、その免許証を返納しなければならない。

受付機関	保健福祉事務所	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間　１０日 標準経由期間　７日	目次No.	２２